

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定による届出があったため、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4年9月26日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

運転免許取得者等教育を行う者の氏名又は名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更事項	変更前	変更後
株式会社遠鉄自動車学校	遠鉄自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之
株式会社遠鉄自動車学校	遠鉄中部自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之
株式会社遠鉄自動車学校	遠鉄浜岡自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之
株式会社遠鉄自動車学校	遠鉄袋井自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之
株式会社遠鉄自動車学校	遠鉄磐田自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之
株式会社遠鉄自動車学校	浜松自動車学校	代表者の氏名	飯尾 圭介	鈴木 雅之